

令和2年度前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業補助金交付要項

令和2年7月21日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課（7階） 電話 027-898-6704（直通） 027-224-1111（内線3704）
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	園芸施設の機能維持のための被覆材等の張替支援を行うことで、施設園芸農家の経営の安定と農業都市である本市の継続的な農業振興を図ることを目的とします。				
内容	補助事業者	この補助金の交付対象となる方は、次のすべての要件に該当する個人の農業者です。 1 市内に住所を有すること。 2 令和2年1月31日までに市内に所有する園芸施設（鉄骨ハウス、エコノミーハウス、パイプハウス）の償却資産申告書を提出した事業主又は令和2年1月1日現在、市内に所有する園芸施設（ガラスハウス）が固定資産課税台帳に登録されている事業主であること。 ただし、申告後に経営移譲（第三者への継承は対象外とします）により事業主が変更された場合は、変更後の事業主とします。			
	交付の対象となる事業及び経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                             ・ 令和2年1月1日現在に市内で所有し、令和2年1月31日までに資産税課へ償却資産の申告を行っている園芸施設（鉄骨ハウス、エコノミーハウス、パイプハウス）                              ・ 令和2年1月1日現在に市内で所有し、資産税課の固定資産課税台帳に登録されている園芸施設（ガラスハウス）                         </td> <td>                             対象施設の被覆材（外張、内張）、カーテン、防虫ネットの張替に係る資材費、工事費及び撤去・処分費                         </td> </tr> </tbody> </table> <p>対象施設及び対象経費については、原則として他の国又は県の補助事業と重複して申請しないこと。重複して申請した場合は、補助額の全部又は一部を返還しなければなりません。</p>	対象施設	対象経費	・ 令和2年1月1日現在に市内で所有し、令和2年1月31日までに資産税課へ償却資産の申告を行っている園芸施設（鉄骨ハウス、エコノミーハウス、パイプハウス） ・ 令和2年1月1日現在に市内で所有し、資産税課の固定資産課税台帳に登録されている園芸施設（ガラスハウス）
対象施設	対象経費				
・ 令和2年1月1日現在に市内で所有し、令和2年1月31日までに資産税課へ償却資産の申告を行っている園芸施設（鉄骨ハウス、エコノミーハウス、パイプハウス） ・ 令和2年1月1日現在に市内で所有し、資産税課の固定資産課税台帳に登録されている園芸施設（ガラスハウス）	対象施設の被覆材（外張、内張）、カーテン、防虫ネットの張替に係る資材費、工事費及び撤去・処分費				
交付金額	・ 交付金額：50,000,000円以内 ・ 補助率：事業に要する経費の2分の1以内で、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。 ・ 補助上限額：1経営体あたり300万円 経営移譲により、令和2年度以降に事業主が変更された				

	<p>場合は、経営移譲前の事業主が交付を受けた補助金額と合算しての上限額とします。</p>
<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>3 補助事業者は、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還しなければなりません。</li> <li>4 補助事業者は補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下財産という)の耐用年数に相当する期間を経過する前に処分しようとする場合は、あらかじめ財産処分協議書を提出し承認を受けなければなりません。</li> <li>5 補助事業者は、財産の処分のための市長の承認を得るためには財産の残存簿価額に補助率を乗じて得た額を返還しなければなりません。ただし、次の場合にはその限りではありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市内の農業者への無償譲渡、無償貸付け、交換が行われる場合</li> <li>イ 有償譲渡または有償貸付けした額が補助事業における自己負担額以下であり、かつ事業の悪化等による事業の継続が困難であると認められた場合</li> </ul> </li> <li>6 補助事業者は、この補助事業にかかる財産管理台帳及び事業実績書等の書類を事業完了年次の翌年度から5か年間保存してください。ただし、上記4で定めた期間を経過しない場合は、その期間内において、財産管理台帳等を整備保管してください。</li> <li>7 補助事業者は、補助事業により取得した施設等を善良なる管理者の注意義務をもって管理してください。</li> <li>8 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> <li>9 補助事業者が、課税事業者(消費税法(昭和63年法律108号)第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの)である場合は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」</li> </ol>

		<p>という。))を減額した額を申請していただき、その内容を審査し、適当と認めたときは交付するものとします。</p> <p>ただし、簡易課税事業者及び免税事業者であっても、消費税の課税区分についての届出書の添付書類の提出がない場合は、課税事業者と同様に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を減額して申請し、その額を交付するものとします。</p> <p>なお、交付決定後、消費税の申告により、消費税仕入控除される額が交付決定の際に除外した仕入控除税額を下回っても、補助金の交付額は変更しないものとします。</p> <p>10 補助事業者は、市税を滞納していないこととします。ただし、収納課において猶予の許可を得ている場合又は分割納付が履行されている場合は、この限りではありません。</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>交付申請の手続等</p>		<p>令和3年2月26日までに、次の書類により申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書</li> <li>2 添付書類       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書</li> <li>(2) 収支予算書</li> <li>(3) 実施位置図及び図面(平面図、立面図、側面図等)</li> <li>(4) 3者以上の見積書の写し(有効期限内のもの)</li> <li>(5) 消費税の課税区分についての届出書</li> <li>(6) 市税完納証明書(発行から3か月以内のもの)</li> </ol> <p>ただし、収納課において猶予の許可を得ている場合は、市税及び延滞金を滞納していない旨の記載のある未納税額のない証明書</p> <li>(7) 令和2年度償却資産申告書の写し           <p>ただし、ガラスハウスの場合は、令和2年度固定資産税(家屋)課税明細書の写し</p> </li> <li>(8) 市税の課税及び納付状況確認に係る同意書</li> <li>(9) その他参考となる書類</li> </li></ol> <p>ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができます。</p> <p>なお、事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。概算払を受けようとする場合は、概算払を必要とする理由、時期及び金額等を具体的に記載した概算払いを必要とする理由書を添付してください。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査や必要に応じて実地調査を行い、受理した日から30日以内に、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>

<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>1 交付決定後、概算払により請求する場合は、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 補助金概算払請求書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 概算払を必要とする理由書（収支状況書等）</p> <p>イ 交付決定通知書の写し</p> <p>ウ 変更等承認通知書の写し</p> <p>エ その他市長が必要と定める書類</p> <p>理由書の内容を審査し、概算払をする額等を決定します。</p> <p>なお、実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p> <p>2 概算払いによらずに請求する場合は、実績報告書を提出し、補助金の額が確定した後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 補助金精算書兼交付請求書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 交付決定通知書の写し</p> <p>イ その他市長が必要と定める書類（補助金額確定通知書・変更等承認通知書の写し）</p> <p>3 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
<p>対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続</p>	<p>1 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p> <p>(1) 補助対象事業費の増額変更又は30%を超える減額変更をしようとする場合</p> <p>(2) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的及び効果に影響しない軽微の変更を除きます）をしようとする場合</p> <p>(3) 事業主体の変更をしようとする場合</p> <p>(4) 補助事業を新設、中止、又は廃止しようとする場合</p> <p>(5) 施工箇所、設置箇所又は実施箇所の変更をしようとする場合</p> <p>(6) 事業量の30%を超える変更をしようとする場合</p> <p>(7) 補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合</p> <p>(8) 事業年度を繰上げ、又は繰下げて実施する場合</p>
<p>変更等承認決定の時期等</p>	<p>補助事業の変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>

	<p>実績報告書の提出</p>	<p>1 事業が完了した日から30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業実績書</p> <p>イ 収支決算書</p> <p>ウ 契約書の写し</p> <p>エ 引渡書又は納品書の写し</p> <p>オ 請求書の写し</p> <p>カ 領収書の写し又は支払いを証明できる証</p> <p>キ 事業実施写真</p> <p>ク その他参考となる書類</p> <p>2 上記実績報告書類の内容を審査し、適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。</p>
	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 上記の規定は、補助金の額が確定した後においても適用されます。</p> <p>3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。なお、(3)に該当する場合には速やかに消費税仕入控除額報告書を提出してください。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合、超える部分の金額</p> <p>(3) 消費税等を補助対象とし補助金の交付を受けたあとに、申告等により補助対象外となることが明らかになった場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる消費税等に係る補助金相当額を返還しなければなりません。</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 事業計画（実績）書（様式第2号）</p> <p>3 収支予算（決算）書（様式第3号）</p> <p>4 市税の課税及び納付状況確認に係る同意書（様式第4号）</p> <p>5 消費税の課税区分についての届出書（様式第5号）</p>

		6 交付決定通知書（様式第 6 号） 7 変更等承認申請書（様式第 7 号） 8 変更等承認通知書（様式第 8 号） 9 実績報告書（様式第 9 号） 10 補助金額確定通知書（様式第 1 0 号） 11 補助金概算払請求書（様式第 1 1 号） 12 補助金精算書兼交付請求書（様式第 1 2 号）
--	--	--